

記載例

※訂正する場合は、二重線＆押印(または署名)が必要です

様式第1号の

【要事前申請】

従業員の採用活動を開始する前に申請ください。
(市の交付決定まで、1週間程度要します)

令和7年10月31日

誓 約 書

(あて先) 千葉市長

「(様式第1号)千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付申請書」
の「申請者」欄と同様に記載してください。
※HPに掲載の記載例(法人向け、個人事業主向け)を参照ください。

誓 約 者

所 在 地 (※1)

氏名又は法人名
及び代表者職氏名 (※2)

(※1)個人事業主の場合、事業所所在地、事業主住所地の両方を記入してください。
(※2)法人の場合は記名押印(代表者印)してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、千葉市中小企業者採用活動支援補助金の申請に当たり、次の内容について、
誓約します。

- 補助金の交付を受けた後も、引き続き市内において事業を継続する意思があります。
- 本補助金の補助対象事業の実施に際し、他の公的機関及び千葉市中小企業者採用活動支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定する補助金と同種の補助制度の活用はしていません。
- 要綱第3条に規定する補助事業者の要件に該当する中小企業者です。
また、市が必要とした場合は、交付申請にかかる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて意義ありません。
- 要綱第4条第1項第2号に規定する補助対象事業を通じて補助対象経費を支払った事業者から返戻金が生じた場合は、速やかに報告をするとともに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。
- 申請時に提出する書類の内容は、事実と相違ありません。
- 要綱第4条第1項第2号に規定する成功報酬型の人材採用を行う場合、要綱第12条の規定により実績報告書を提出した日から6か月経過後に、市長が指定する方法により定着状況を報告します。
- 市が主催する求人サービス活用セミナーを受講しました(又は受講する予定です)。
受講できない場合は、同セミナーのアーカイブ配信を視聴します。